

## 県外専門人材確保支援補助金 Q&A

### 【補助対象】

Q1 本社は三重県内ですが、三重県外の事業所で専門人材を就業させる場合は補助対象になりますか。

A1 対象となりません。

なお、三重県内に本社又は主たる事業所を置く中小企業等であって、かつ専門人材が三重県外から県内に移住し、県内の就業地で就業することが必要です。

Q2 既に専門人材を雇用しているが、過去に登録職業紹介事業者を支払った紹介手数料も補助対象となりますか。

A2 補助対象にはなりません。

なお、申請については、専門人材の就業開始5日前までに申請書を提出しなければなりません。

Q3 親会社(県外)から子会社(県内)へ専門人材を出向または転籍した場合に、補助対象となりますか。

A3 会社法第2条第3号に規定する子会社及び同条第4号に規定する親会社の関係にある会社間における出向又は転籍は、補助対象となりません。また、親子関係以外の会社間においても、あらかじめ一定の期間経過後に元の会社に戻ることを前提として出向または転籍するものは対象になりません。

Q4 取引企業等から技術指導のために出向を受け入れた際は、補助対象になりますか。

A4 技術指導等が目的で、出向契約期間の経過後に出向元企業に戻る場合は、対象になりません。また、企業間で人事交流等を目的として、元の企業に戻ることを予定した転籍についても対象になりません。

Q5 既に三重県内に転居しているプロフェッショナル人材を新規雇用した場合、補助金の対象となりますか。

A5 県内に転居してから採用日まで1か月以内であれば対象となります。

なお、交付申請は、専門人材の従事開始5日前までにしていただく必要があります。また、交付決定前に従事を開始する場合は、事前着手理由書を提出していただく必要があります。

Q6 入社から1か月で採用者が退職しました。この場合、補助金は支給されますか。

A6 入社から1か月で専門人材の自己都合で退職となった場合でも補助金の交付を受けることができます。

ただし、退職により人材紹介手数料の全部又は一部の返還が生じる場合は、交付決定額の減額、また既に交付を受けている場合は、支給済みの補助金の返還命令を行う場合があります。

Q7 医師等の免許等を要する専門職種を雇用する場合、補助対象になりますか。

A7 医師等の専門職種であっても、経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材として雇用するなど「専門人材のイメージ」に該当する業務に従事させる場合、補助対象となります。

ただし、対象となる専門人材が、当該専門分野に関する知識や経験(概ね5年以上)を有している必要があります。また、補助対象事業者は、三重県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等に限ります。

Q8 補助対象として交付決定を受けた場合、上限金額80万円で、補助対象経費の2分の1を必ず受給することができますか。

A8 募集期間内に予算額を上回る申請があった場合、補助率2分の1を下回る金額に減額して交付決定を行う場合があります。

Q9 「みなし大企業」は補助対象事業者になりますか。

A9 本補助金については、県内中小企業等の生産性向上等の取組を支援することを目的としていることから、大企業と密接な関係を有する「みなし大企業」については、補助金の趣旨に合致しないため、対象となりません。

※「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

## 【専門人材】

Q10 給与や庶務などの定型的業務の経験が10年以上ある者はプロフェッショナル人材となりますか。

A10 本事業は、県内の受入企業において新商品・サービスの開発や販路の開拓、個々のサービスの生産性の向上など、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく専門人材の県内への還流を目的としており、上記のような事例は対象となりません。三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談時及び補助金交付申請時に、受入企業において専門人材の活用内容や見込める効果などを確認させていただきます。

## 【人材紹介】

Q11 人材紹介事業者はどこを利用しても構いませんか。

A11 「『三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業』人材紹介事業者登録要領」に基づき、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施する事業に参画する人材紹介事業者として三重県知事に登録された事業者に限ります。登録事業者については、以下の三重県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページをご参照ください。  
<http://www.miesc.or.jp/projinzai/regist/>

Q12 当社にどのような専門人材(プロフェッショナル人材)が必要で、何をして良いか分からない。相談できる場所はありますか。

A12 公益財団法人三重県産業支援センターに設置した三重県プロフェッショナル人材戦略拠点において、地域企業の成長戦略の実行・実現のために必要とするプロフェッショナル人材像を明確化する助言を行うとともに、人材紹介事業者を活用しながら、必要な人材の獲得に向けた調整を行っていますので、まずは三重県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。

[三重県プロフェッショナル人材戦略拠点]

ホームページ <http://www.miesc.or.jp/projinzai/>

電話番号 059-253-3888

住所 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

## 【手続き】

Q13 提出する専門人材の住民票は、取得した住民票をコピーしたものでもよいですか。

A13 写しでも構いません。

Q14 事業完了後に必要な手続きは、ありますか。

A14 事業完了後に、実績報告書(第7号様式)により事業の実績を報告していただきます。実績報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、登録職業紹介事業者と取り交わした契約等の詳細が確認できる書類や勤務日報を保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

また、専門人材を雇用した日から1年を経過した日から起算して30日以内に専門人材の就業状況等について県外専門人材確保支援補助金受給に係る報告書(第10号様式)により報告してください。

【他の補助金等との併給】

Q15 他に国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A15 国や他の自治体等から当該専門人材に係る本補助金と同趣旨の補助金等を受給する(した)場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。